



軽油引取税のみならず課税に当たらない—納税者逆転勝訴

暫定税率で話題になっている軽油引取税は、都道府県が、道路に関する費用に充てるため、及び指定市に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、課するもので（地法700）、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りに対し、課税され（地法700の3）、特約業者又は元売業者を特別徴収義務者としています。他方、上記流通過程から外れた軽油が消費されるに至る場合も存在するため、公平課税の見地から、それらも広く捕捉する必要性を認め、数種のみならず課税が定められています（地法700の4）。

同条第1項5号で、特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡を軽油の引取りとみなしています。

今回はこののみならず課税に該当するか否かが争われ、納税者が逆転勝訴した判決を紹介します（平成20年7月10日東京高裁・Z999-8202）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

控訴人が原料（重油及び灯油）を仕入れ、石油精製工場に原料を持ち込み、軽油の製造を委託して軽油を製造し、製造された軽油を販売譲渡したことは、軽油引取税のみならず課税の規定に該当するとし、軽油引取税に係る課税標準量、税額及び不申告加算税額を決定する処分を受けたのに対し、控訴人がその事実はなく、同処分は課税要件を欠く違法な処分である旨主張し、その取消しを求めたものです。

東京地方裁判所平成18年12月14日判決では納税者の請求が棄却され、控訴しました。

控訴人が地方税法700条の4第1項5号の特約業者及び元売業者以外の者に該当することについては争いはなく、同号後段の、控訴人が軽油の製造をして、他の者に譲渡したかが争点となりました。

2. 裁判所の判断

次のとおり、控訴人が軽油を製造したとは認められないとして課税処分を取り消しました。

- ① 被控訴人は、控訴人がE社に委託して軽油を製造した、出来上がった軽油は出来上がったと同時にその所有権を控訴人に取得させるとの黙示の合意があったと主張し、これに対し、控訴人は、E社に製造を委託したことはなく、E社との間で製造された軽油の所有権が原始的に控訴人に帰属する旨の合意をした事実もないと争っているから、具体的には、E社によって製造された軽油を控訴人が原始取得したと認められるか否かが問題となる。
- ② 刑事事件公判廷での控訴人の供述は、E社の石油精製工場で製造された軽油を控訴人が原始取得することを直接認めるに足りるだけの中身があるものとはいえず、軽油の所有権の取得に係る黙示の合意を認めることはできない。むしろ持ち込んだ重油と灯油の合計量と同量の軽油を持ち帰るという取引であったとされていると認められる。
- ③ E社の石油精製工場においては、同時期に複数の者から重油等の持込みを受け入れていた可能性があるものの、重油等を分別管理できる施設があったとは認められない上、同工場での軽油製造には相当程度の時間が必要であると認められるのに、被控訴人が控訴人とE社の取引であると主張しているA社名義での取引に係るタンクローリーの運転手は、重油10キロリットルと灯油6キロリットルを同工場に搬入し下ろし終わると、すぐに軽油16キロリットルの荷積みをしていたと証言している。
- ④ これらによれば、E社は、あらかじめ重油等を加工して軽油を製造しておき、その中から、新たに原料である重油と灯油を持ち込んだ顧客に対してその合計量と同量の軽油を引換えに渡し、これとともに1リットル当たりいくらかとして定めた金額を加工賃と称して取得するという取引をしていた可能性が高い。その場合、特段の事情がない限り、E社が製造した軽油はひとまずはE社の所有物となると考えられるところ、特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、控訴人がE社と軽油製造に関わる取引をしていたとしても、製造された軽油を控訴人が原始取得したと認めることは困難であるから、控訴人が軽油を製造したとは認められない。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。